

VI 中学校における進路指導・キャリア教育についてのQ & A

1 進路指導等

Q 1 公立高等学校、私立高等学校の情報を、生徒や保護者に提供することが重要だが、どのような手立てがあるか。

A 1 生徒の志望校は広範囲にわたるため、教員が積極的に高等学校の情報の入手に努め、必要に応じて生徒や保護者に提供していくことは重要なことである。

情報収集の手立てとしては、学校案内やホームページから情報を得たり、教員が高等学校と直接連絡を取ったりすることなどが考えられる。

個々の生徒の合否相談ではなく、進路情報収集のために高等学校訪問などをする事については、問題がない。

得た情報を校内等で共有し、生徒や保護者に提供する前に情報を整理していくという手立てが考えられる。

また、生徒や保護者が自ら希望する学校の情報を入手する手立てとして、各高等学校で行っている学校説明会、体験入学、入試説明会等を紹介することも必要である。

Q 2 生徒はもちろん、保護者も納得できる受験をどのように進めたらよいか。

A 2 生徒、保護者が納得できる受験とするためには、適切な情報に基づき、生徒が自らの意思と責任で受験校を選択して、合格に向けて努力することが必要である。

第1希望はA高校であるが、合格の可能性を考え、教師の助言などを参考に志望校をB高校に変更した結果、合格した場合などには、「もしかしたら最初に考えていたA高校に合格できたかもしれない」と後悔することも考えられる。

受験校の選択に当たっては、生徒自身のやりたいことや学びたいこと、保護者の考えなどを、面談や普段の会話などを通して教師が十分把握し、生徒が目的意識をしつかりと持ち、自己決定できるように支援することが大切である。

Q 3 子供へのかかわりや影響力が低く、子供の意見に左右されてしまう保護者に、どのように対応したらよいか。

A 3 進路を決定し、その後3年間通学するのは生徒本人であるが、それを精神面や経済面で支える保護者の役割の重要性について話すとともに、保護者との二者面談等で保護者の意向を確認し、それを踏まえて共通理解の下で、生徒の指導に当たることが必要である。

Q 4 三者面談などで、生徒と保護者の進路についての考えが異なる場合、どのように対応したらよいか。

A 4 教師が二者面談、三者面談などを通して、両者の考えを聞き、問題点などを整理して助言するとよい。

Q 5 保護者から、「入学試験を控えた子供に、学習上のアドバイスをどのように行ったらよいか」と相談された場合、どのように対応したらよいか。

A 5 受験期の子供をもつ保護者の不安を解消するためには、いつでも相談にのり、問題の解決に取り組んでいく教師、学校の姿勢を示し、保護者を安心させることが大切である。

例えば、入学試験に向けて、過去の試験問題集を繰り返し解くことを進めるのもアドバイスの一つであることを紹介したり、子供の学習計画を一緒に見直したりすることも効果的であることなど、入学試験に向けた具体的な助言を行うとよい。

また、入試が終わっても、受験勉強だけではなく、進学先の高等学校での学習に入学当初から対応できるように、中学校の学習の復習をしっかりと行わせることも伝えたい。

Q 6 塾での進路相談や業者テストの結果を基に、学校の進路相談を希望する生徒や保護者に対して、どのように対応したらよいか。

A 6 学校では、単に成績のみで受験校を決定するという進路相談ではなく、長期的な視点で将来の生き方を考える「生き方指導としての進路指導」さらにはキャリア教育を実施していることについて説明し、理解を得ることが大切である。

したがって、中学校は業者テストの偏差値等だけで高等学校をアドバイスするような進路指導は行うべきではない。保護者が業者テストの結果など校外で得られた資料を持参した場合には、それを評価するとともに、中学校の資料を基にした適切なアドバイスを行い、生徒や保護者には多くの情報を基に、自分を活かす進路選択ができるよう伝える。

2 学校選択

Q 7 高等学校へ進学することに対する目的意識をもたず、保護者の考えなどに影響され、決定してしまう生徒がいるが、どうしたらよいか。

A 7 生徒が自己の進路や高等学校への進学に夢や希望がもてるよう、系統的、計画的な進路指導を推進することが重要である。また、教師との二者面談などを通して、本人の考えや希望を把握し、指導助言するとよい。

多くの中学校では、進路指導・キャリア教育の一環として上級学校調べや体験入学、職業調べや職場体験学習を実施しているが、今まで以上に、小学校や高等学校等との円滑な接続を図り、生徒自らが自分を活かす進路選択を考え、将来に対する目的意識を持つことができるような進路指導・キャリア教育を推進していくことが大切である。

ある中学校では、3年生全員を対象に、高等学校教員による乗り入れ授業を実施している。高等学校の様子や授業の内容が分かって良いという中学生の感想があり、参考となる事例である。ただし、高等学校へ乗り入れ授業を依頼する際は、相手校の教育活動の支障とならないよう十分留意して進めていく必要がある。

Q 8 受検（受験）校を1校しか選択していない生徒、保護者に対して、どのようにアドバイスしたらよいか。

A 8 公立高等学校1校のみの受検はもちろん、私立高等学校の単願推薦受験等の場合でも、急病や体調不良等で受験できないなど、万が一の場合の対応について、生徒、保護者と十分に話し合っておくことが必要である。

また、不合格の場合、進路が未定となってしまう可能性もあり、心理的にも余裕がなくなり、持てる力を十分発揮できないことも考えられることを、助言したい。

生徒が志望していない学校を、安易に併願受験することは進められないので、万が一の場合に対応できるよう、生徒や保護者の希望等を踏まえた上で、受験可能な学校の情報などを準備しておくとうい。

Q 9 公立高等学校と国私立高等学校を受検（受験）した生徒や保護者から、公立高等学校の一般募集出願後や合格後に、「国私立高校に行きたくなった。」という申し出があった場合、どのように対応したらよいか。

A 9 出願に際しては、生徒や保護者と十分な話し合いを行い、安易な志望順位の変更が起こらないよう、事前の指導が大切である。

しかし、進路を最終的に決定するのは生徒自身であり、また、転居等のやむを得ない事情で志願取り消しあるいは合格辞退のような状況が生じる場合もある。その場合は、生徒や保護者と十分確認の上、速やかに「志願取消届」や「入学辞退届」を提出するなど、実施要項に示された「志願取消し」に準じて、必要な手続きを行う必要がある。

3 合格の可能性

Q10 生徒や保護者から、受験を希望する高等学校の合格の可能性を尋ねられたとき、どのように対応したらよいか。

A10 中学校にある卒業生の資料や、高等学校から提供された資料などを基に判断して生徒個々の状況に応じた次のような対応が考えられる。

(1) 合格の可能性が低いと考えられる場合

生徒の成績や過去の資料などから判断して、受験した場合、合格の可能性が低いと考えられる旨を伝える。それでも受験するという場合には、合格の可能性の高い併願校を受験するなどの対応を、生徒、保護者とともに十分検討することが大切である。

(2) 合格の可能性が高いと考えられる場合

データから合格の可能性が高いことを伝えることは、生徒の自信につながるのですが、入試においては絶対に合格ということは言い切れないので、気を緩めず学習を続けるよう指導を行う。

また、併願校の選択などを含めた、万が一の場合の対応も準備しておくことが必要である。

(3) 合格の予測が難しい場合

合格の予測が難しい場合は、その旨を生徒、保護者にも伝え、継続した学習を続けるよう指導する。

また、併願校の選択などを含めた、万が一の場合の対応も準備しておくことが必要である。

また、過去に受験者が少ないなどの理由から、資料が不足している場合は、校長をはじめ、教職員が協力し、学校訪問等を通じて資料の収集を図り、生徒、保護者にできる限りの情報を提供する。

Q11 生徒や保護者から、「A高校を受験したいのですが、合格できるか不安です。どうしたらよいでしょうか。」と尋ねられたとき、どのように対応したらよいか。

A11 自分だけではなく、受験生は誰でも不安を胸に日々を過ごしていることを伝えるとともに、生徒の不安が少しでも解消されるよう、面談等で心のケアを行うとよい。

合否の可能性を踏まえた受験校の相談も大切だが、生徒が行きたい学校に合格することを第一義に考え、生徒の取組を認め、受験への意欲や自信につながるようにする。

また、学習上のつまずきや情報不足などが不安の要因となっているようであれば、勉強の方法を助言したり、情報を収集・提供したりすることも必要である。

受験への不安はすべての生徒や保護者に起こりうる問題であるため、学級活動や保護者会などで、全体への対応も行っていくとよい。

4 私立高等学校の入試相談

Q12 私立高等学校の入試相談に、生徒や保護者を参加させた方がよいか。

A12 生徒や保護者が私立高等学校における様々な情報を収集するために、学校説明会や体験入学を含めた入試相談に参加することは、その高等学校をよりよく理解する上で必要であると考えます。

入試相談には多様な形態があるので、教師も実施の時期や内容等を十分理解して、必要に応じて生徒、保護者へ情報提供するなどの支援を行いたい。

Q13 私立高等学校の入試相談に参加した生徒が、同校を推薦出願したいと申し出たが、どのように対応したらよいか。

A13 私立高等学校の入試相談に参加したり、募集要項を確認したりすることによって、推薦出願の資格を確認することができる。

出願資格に適合するかを確認し、それぞれの推薦出願にどのような利点やあるいは制約があるのかなどを、生徒、保護者との面談で伝えていく必要がある。

単願推薦や併願推薦（中学校推薦や保護者推薦）など推薦出願の方法等は高校によって異なる場合があるため、中学校の関わりはどのようなのかなどを募集要項などで十分確認しておきたい。

Q14 私立高等学校では、学校説明会や入試相談、募集要項等で推薦入試出願の基準を公表しているところがあるが、中学校ではどのように対応したらよいか。

A14 募集要項等で公表されている内容であるので、入試情報の一つとして中学校も個々の生徒の実態に応じて対応できるよう資料収集に努める。

出願資格の確認などで、生徒や保護者から通知表等の評定の確認を求められる場合があるが、これらは各学校が適切に評定し、すでに生徒、保護者に伝えられている情報であるので、その活用の判断は最終的には、生徒、保護者が行うものである。

また、県公立高等学校入学者選抜に使用する調査書の内容については、生徒、保護者に通知するが、通知以前でも、すでに確定している第1学年、第2学年の指導要録の転記内容などについては、三者面談等の場で必要に応じて知らせるとよい。

Q15 私立高等学校の入試相談で、業者テスト等の結果を求められていると生徒や保護者から相談があった場合どのような対応をしたらよいか。

A15 生徒や保護者が判断して業者テストを受け、その結果を有している場合、その活用

の判断は、最終的に生徒や保護者が行うものである。なお、入試相談の結果については、出願書類に関わりがあることが多いため、中学校としても把握しておく必要がある。

5 塾との関係

Q16 塾では、独自の成績データを使って進学相談を行っており、生徒は、中学校での校内テスト等の資料による判断とは違った合否の可能性を伝えられてくることがある。とまどっている生徒に対してどのように相談に応じたらよいか。

A16 同じ生徒でも、資料が異なれば合否の可能性の判断に多少の差異が生じることは考えられる。大切なことは、生徒に不安を与えないように、塾ではどのような資料を基にして相談したのかを確認しながら、中学校での資料を基にした合否の可能性などを伝えるとともに、それぞれの判断の違いや特徴などについても説明するとよい。その上で、合否の可能性のみに偏らない、広い視野から生徒が自分を活かせる進路を考えたアドバイスを与える。

Q17 保護者や塾などの意見を参考に、生徒が必要以上に多くの私立高等学校の併願受験をすることがあるが、そのような生徒に対してどのような指導をしたらよいのか。

A17 多くの高等学校を受験することは、出願や受験、発表の日程から考えて、健康面での負担も大きい。

卒業生の例などを参考に、本人や保護者にそのことを理解させた上で、よいコンディションで試験に臨むことができるよう、計画を考えさせるとよい。

本人が本当に受験したい、行きたいと考えている学校はどれかを中心に日程を考えることになるが、最終的な判断は本人や保護者が行うことになる。

Q18 生徒や保護者から「塾で合格の可能性があるので受験しなさいと言われたが、先生はどう思いますか。」と尋ねられた場合、どのように対応したらよいか。

A18 受験校の選択に当たっては、合格の可能性だけで志望校を選択しようとする例も多いが、受験校の決定に際しては、生徒の進学しようとする理由や目的、また保護者の考えや期待などを総合的に判断し、自らの意思と責任で行うよう指導する。

行ける学校、合格の可能性のある学校というだけで志望校を選択するのではなく、本人が行きたい学校を選択できるよう助言したい。

Q19 塾の進路情報を中心に進路を考えている生徒や保護者に対してどのように対応したらよいか。

A19 中学校における3年間の進路指導・キャリア教育の視点について十分説明し、進路指導は高等学校選択だけではないことへの理解を深めてもらう。

塾が集積した資料と、中学校が集積した資料や通知表との違い、進路選択への活用の仕方などについて説明し、広い視野をもって進路を考えてもらえるようにしたい。

Q20 塾に行っている生徒と塾に行っていない生徒では、特に私立高等学校の情報に関して格差ができてしまうのではないか。このことに対してどのように対応していったらよいか。

A20 通塾については個々の生徒・家庭の考えや事情もあるので、学校が関与できる問題ではない。しかし、中学校では各高等学校の的確な情報収集に努め、通塾の有無にかかわらず、生徒に対して十分に正確な情報提供を行っていくことが大切である。

6 業者テストの取扱い

Q21 塾などでは、業者テストの偏差値を進学相談の際に話題にしている状況があるが、生徒が個人的に受けた業者テストの偏差値を、中学校の進路相談などに活用してもよいか。

A21 生徒の進路・学校選択について中学校で相談したり、支援したりする際には、多くの客観的な資料を用いることが必要であり、業者テストの結果を校内で蓄積したり、校外での様々な資格試験等の結果を活用したりすることは問題ない。

ただし、業者テスト等はすべての生徒が受けているわけではないことを踏まえ、活用にあたっては、保護者の了承を得るなどの配慮が必要である。

なお、中学校が業者テストの結果を高等学校等に提供することは、平成5年の文部事務次官通知に抵触するためできない。

Q22 生徒や保護者から、「業者テストを受けようと思いますが、先生はどう思いますか。」と尋ねられた場合、どのように対応したらよいか。

A22 生徒自身が今の段階での学力や合格の可能性を客観的に知ろうとすることは、自分を活かす進路選択に有効である。ただし、業者テストの結果の活用の仕方、利点や注意点などについてアドバイスした上で、最終的には本人や保護者に判断させるべきで

ある。

Q23 生徒や保護者から、「業者テストを受けた結果、合格の可能性が高いとのことだったが、先生はどう思いますか。」と尋ねられた場合、どのように対応したらよいか。

A23 生徒の努力を認め、業者テストの結果は、今の段階での可能性であり、安心して気が緩むことのないよう、指導していくことが必要である。

Q24 進路相談の際などに、生徒や保護者から業者テストの成績表を提示され、「高等学校の志望校をどこにしたらよいのか。」とアドバイスを求められた場合、どのように対応したらよいか。

A24 業者テストには多くの中学生が受けているものもあり、その結果を生徒や保護者が志望校選択の重要な資料としている場合がある。業者テストの結果のみに頼った指導は避けるべきだが、業者テストの情報も参考にしながら生徒の主体的な進路選択や生徒の意欲を高めるためアドバイスを行うことは意義のあることである。

7 公的テストの取扱い

Q25 公的テスト（市町村教育委員会や校長会等の公的な実施主体による学力テスト）を実施する場合、順位や偏差値を算出してもよいのか。また算出した際に順位や偏差値をどこまで活用してよいのか。

A25 実施主体の範囲で進路指導に活用できる結果（順位や偏差値も含め）を算出し、それを各中学校に伝え、各中学校ではその結果を在校生の進路相談に活用することはできる。

しかし、偏差値のみに頼った指導とならないように留意する必要がある。

なお、学力テストの結果（順位、偏差値等）を中学校が高等学校へ提供することは、結果が選抜の資料として用いられることにつながりかねないので、平成5年の文部事務次官通知に抵触し、行うことはできない。

Q26 順位や偏差値などの結果を、生徒や保護者に提供してよいか。また、中学校から高等学校に提供してよいか。

A26 個々の生徒にとっては、自分の個人のデータであるので、学校側がそのデータを有している場合、提供することは問題ない。

中学校では、偏差値のみに頼った進学指導にならないように生徒が自分を活かす進路選択ができるよう留意するとともに、個人の成績の推移など偏差値の利点を使った学習上のアドバイスをしていくなどの活用が有効である。

ただし、保護者に提供する際には、結果は選抜の資料として用いられるべきものではなく、高等学校への提供など、結果の取扱いについて配慮していただくよう伝えることが重要である。

なお、A25にもあるように、学力テストの結果（順位、偏差値等）を中学校が高等学校へ提供することは、結果が選抜の資料として用いられることにつながりかねないので、平成5年の文部事務次官通知に抵触し、行うことはできない。

8 選抜方法

Q27 欠員補充が実施されるかどうかについての質問にどのように答えたらよいか。

A27 全日制の課程及び定時制の課程における欠員補充は、各学校の入学許可候補者の合計が募集人数に満たない場合に実施されるものであることを伝える。

そのため、欠員補充の実施の有無、実施された場合の学校及び募集人数は、入学許可候補者が発表するまで分からないことを併せて伝えることが必要である。

欠員補充への出願を前提とした質問であるならば、欠員補充があることに前提に進路相談を進めることは、不確定要素が多いため、十分留意すべきである。

Q28 過年度の卒業生から「定時制の課程における特別募集とは何ですか。」を尋ねられた場合、どのように説明したらよいか。

A28 原則として、定時制の課程のすべての学校・学科で実施されるものであり、募集人数は、一般募集の募集人員に含まれる。

出願資格は、主に県内に住所又は勤務地を有しており、19歳以上の者である。

出願書類（入学願書、受検票及び志願理由書）は、志願先高等学校で交付され、他に入学選考手数料、中学校卒業証明書、写真等が必要になる。

試験は、作文と個人面接があり、願書提出日、試験日、入学許可候補者の発表日等は一般募集と同様である。

詳細については要項等を参照し、伝えるとよいであろう。

9 情報収集、不登校生徒、その他

Q29 高等学校訪問等の経験がなく、実際に生徒が希望する高等学校に行ったことのない教師が進路指導をしているという現状がある。高等学校の内容を十分に理解することが難しく情報不足を感じるが、どうしたらよいか。

A29 特色ある学校づくりが進められ、めまぐるしく高校改革が行われている現在の状況の中で、各高等学校の特色などを知るために教師も積極的に情報収集を行うことが大切である。

それぞれの中学校の実情に併せて、学校運営の妨げにならない範囲で高等学校訪問等を行うことは、進路指導のための情報収集の有効な方法と考えられる。

高等学校長協会が主催している中学校等教員対象高校説明会は、複数の高等学校の情報が得られる貴重な機会である。

なお、教師の出張等による授業への影響を避けるためには、夏季休業日に行われる生徒対象の体験入学や高校説明会に同行するのも一つの方法である。

生徒、保護者の要望に応えられる適切な進路指導を行う上で、教師が高等学校について十分に理解し、情報提供をしていくことが重要である。

Q30 学力検査得点の送付や調査書の様式の変更や内容の通知、入試制度等の大きな変更がある中で、他校との情報交換の場をもちたいが、どうしたらよいか。

A30 ここ数年入試制度等の変更が何点かあったが、教師が従前の認識のままであると、それによって進路指導事務上の事故につながりかねない。それらを避けるために、校内の教員同士の共通理解はもとより、近隣の進路指導主事等で情報交換を行うことは意味のあることである。高等学校から送付された学力検査得点の活用についての情報交換も有効である。

その際、「高等学校の入学者選抜について（通知）」（教指二第2083号 平成5年3月5日付）で示した「生徒の進路の選択や学校選択に関する指導は、偏差値に頼って行われるのではなく、学校の教育活動全体を通じて的確に把握した生徒の能力・適性、興味・関心や将来の進路希望等に基づき、また、進学しようとする高等学校や学科の特色や状況を生徒が十分理解した上でなされるべきであること」の趣旨に即して、校内テストや公的テストの偏差値中心の情報交換などが行われないう留意しなくてはならない。

Q31 進路指導に関する指導用データの充実をどのように図ったらよいか。

A31 生徒が、業者や学習塾のテストを受験し、家庭などでの話合いの資料としている傾向がある中で、中学校が充実した進路指導を行っていくためには、各学校でも、中学校独自のデータを蓄積し、生徒・保護者の信頼を得るような指導を行うことが重要となる。

そこで、校内テストデータや高等学校から送付された学力検査得点を含めた過去の受検に関するデータ、あるいは公的テストが実施される場合は、その客観的なデータなどを蓄積、分析して、中学校独自の進路指導資料として活用することができるよう、学校として積極的に進路指導に関するデータの収集と活用方法の工夫に努めることが

必要となる。

Q32 県公立高等学校入学者選抜における学力検査得点を中学校が活用するに当たって、どのような方策が考えられるか。

A32 市町村単位で地区の中学校校長会等と連携し、個人情報の取り扱いに留意しながら、学力検査得点の情報等を持ち寄って、集約・分析し、翌年度以降の各校の進路指導に活用することなどが考えられる。

Q33 不登校等の生徒が高等学校を受検（受験）する場合の対応の仕方と手続きについて教えてほしい。

A33 不登校等の生徒、保護者は、将来に対して不安を抱きながらも、なかなか解決の糸口をつかめずに悩んでいる場合が多い。まず、生徒や保護者の悩みを聞き、不安を取り除くことが必要である。

その上で、単に高等学校への進学に対する助言だけでなく、将来の生き方についての相談を行い、卒業後、進学後の意欲と自信につなげたい。

受験に際しては、生徒の不利にならないよう、中学校は必要に応じて高等学校に情報提供していくことが必要になる。

また、県公立高等学校の入学者選抜については、中学校在学中に一過性のつまずきなどにより不本意な中学校生活を送った生徒を対象に「不登校の生徒などを対象とした特別な選抜」を実施しているため、該当する可能性のある生徒、保護者には、内容や手続き等について、進路相談などの際に十分説明することが大切である。

「不登校の生徒などを対象とした特別な選抜」を希望する生徒は、「自己申告書」を提出することによって、第1次選抜において調査書の学習の記録及び出欠の記録の得点を用いず、学力検査の得点の合計、調査書の学習の記録及び出欠の記録以外の得点、その他の資料の得点並びに自己申告書の内容を資料とする特別な選抜が行われることとなる。

なお、出願資格や必要書類については、その年度の「埼玉県公立高等学校入学者選抜実施要項」及び「埼玉県公立高等学校入学者選抜要領」を確認すること。

Q34 生徒や保護者から「自己申告書とは何ですか」と尋ねられた場合、どのように説明したらよいか。

A34 「不登校の生徒などを対象とした特別な選抜」を希望する場合、中学校長を経て入学願書とともに高等学校長に提出する書類である。中学校在学中に一過性のつまずきなどにより不本意な中学校生活を送った生徒を対象に、在学中学校長が、不登校の生

徒などを対象とした特別な選抜による出願に該当すると認められた者が対象である。

Q35 障害のある生徒が公立高等学校を受検する場合の対応の仕方と手続きについて教えてほしい。

A35 公立高等学校への出願を希望しており、かつ、障害があるために学力検査等の際に配慮を要すると考えられる生徒をもつ中学校長は、学力検査等に当たって配慮してほしい措置、中学校として平常の学校生活において配慮している措置を整え、志願先高等学校に出向き、あらかじめ事情を説明すること。また、志願者・保護者が希望する場合には、「学力検査等の際配慮を要する措置についての願」を中学校長を経て高等学校長に提出することができる。

なお、基本的な考え方、必要書類については、その年度の「埼玉県公立高等学校入学者選抜実施要項」及び「埼玉県公立高等学校入学者選抜要領」を確認すること。

Q36 帰国生徒や外国人の受検に当たってどのような支援ができるか。

A36 他の生徒と同様に、進路相談等を通して本人や保護者の考えや疑問点などを教師が理解することが大切である。

埼玉県の公立高等学校入学者選抜においては、「帰国生徒特別選抜による募集」及び「外国人特別選抜による募集」を実施しているので、内容や出願資格、手続き等について生徒、保護者に情報提供し、検討するとよい。

県教育局市町村支援部義務教育指導課では、帰国・外国人児童生徒への教育充実サポート事業の一環として「帰国・外国人児童生徒サポートページ」を義務教育指導課のwebページに開設し、情報を提供するとともに電子メールによる相談や質問にも対応している。

<http://www.pref.saitama.lg.jp/page/kikokugaikokujinsapoutoijigyou240120.html>

E-mail a6760-30@pref.saitama.lg.jp (平成28年3月現在)

また、県教育局には「帰国・外国人児童生徒支援アドバイザー」やポルトガル語、スペイン語に対応できる「CIR (国際交流員)」が配置されており、電話による相談や訪問による支援を行っている。 直通電話 048-822-0899 (平成28年3月現在)

Q37 生き方指導としての進路指導・キャリア教育と、現実の進路指導（高等学校受験指導）との間にギャップがあるように感じる。中学校3年間の進路指導をどのように系統的に行ったらよいか。

A37 継続的・系統的な進路指導に当たっては、1・2年生での学習の成果を振り返る資料（進路学習ノート等）を保存しておくなどして、一人一人の生徒の進路指導の経過

を進路相談の際に常に確認し、系統的な生き方指導としての進路指導を実践したい。

また、3年間を通じて、将来の社会生活、職業生活を見据えたキャリア教育の意義を踏まえた系統的な進路学習を行い、進路希望や考え方の変化について振り返る機会を設けることが大切である。そうすることで、学力のみでなく、自分の興味・関心や適性を踏まえた進路相談が可能となる。

Q38 調査書において、より客観性の高い信頼性のある評価を行うにはどうしたらよいか。

A38 調査書の評定は生徒、保護者の関心も高く、客観性、信頼性の高いものでなくてはならない。

評価の客観性、信頼性を高めるためには、学習指導要領の目標に準拠した評価（いわゆる絶対評価）の在り方について、各学校、地域等で研究や研修を進め、評価規準や評価方法の不断の見直しを行っていく必要がある。

また、不登校の生徒や障害のある生徒についても一人一人に応じた評価を行っていくことが重要である。

その際、「埼玉県中学校教育課程評価資料」（埼玉県教育委員会）等を活用するとよい。

10 平成29年度埼玉県公立高校入試からの変更点

Q39 平成29年度埼玉県公立高校入試から学力検査の実施方法についてどのような変更点があるのか。

A39 変更点は2つある。

変更点1 学力検査時間について

- ・社会と理科の学力検査時間を、40分から50分に変更し、5教科すべて50分になる。

変更点2 学力検査問題について

- ・一部の高校で、数学と英語の学力検査問題は、問題の一部に応用的な内容を含む学力検査問題（学校選択問題）を実施する。

なお、学力検査問題と学校選択問題のサンプル問題を、埼玉県教育委員会のホームページに公開している。

(<http://www.pref.saitama.lg.jp/f2208/29nyuushikaizen.html> 平成28年3月現在)

今後の入試の情報は、高校教育指導課のホームページを確認するとよい。